

【滋賀県】

背景・課題

- ・投資余力の減少、水害の頻発・激甚化
- ・情報氾濫、経験不足等の危機管理の限界、無防備な開発
- ・無関心、行政依存等の水防意識の低下

地域性を考慮した総合的な水害対策



まちづくりと連携した治水の取組として、以下の仕組みを提案し、実践へ

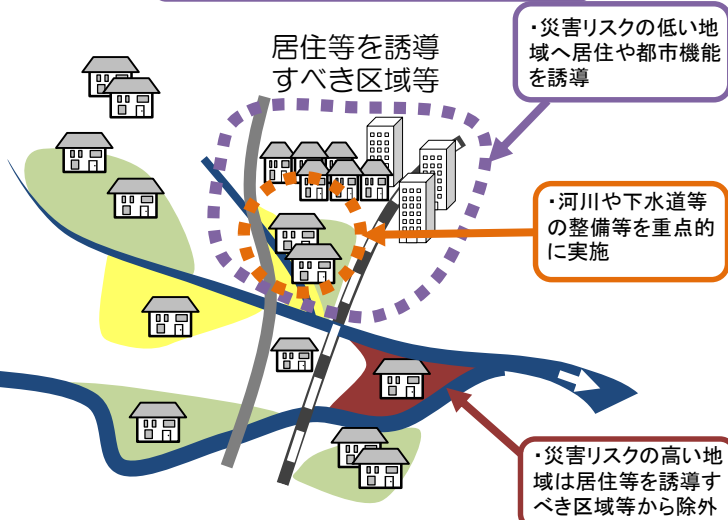
- 何があっても命だけは守れるようにする仕組み
- 溢れても街中に流れ込まないようにする仕組み
- 溢れても家が水没や流失しないようにする仕組み
- ◎浸水しやすい場所を市街地にしないようにする仕組み

災害リスクを考慮したまちづくりのイメージ

○リスクの提示

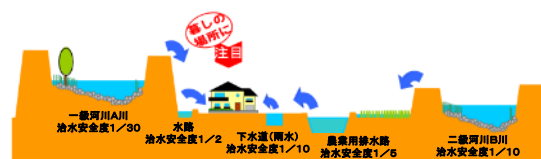
●施設の整備

◎居住や都市機能の誘導



○何があっても命だけは守れるようにする仕組み

○生活圈である氾濫原を取り囲む河川・水路群の整備水準を超える複合的な氾濫を考慮する。



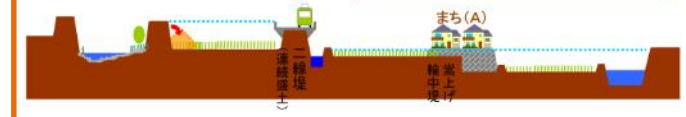
○行政、地域住民が話し合い、“先人の智慧”と“地先の安全度”を総合して、地区（集落）単位での避難判断基準を設定。

○宅地建物取引時における水害リスク情報提供の努力義務

・宅地取引時の重要事項説明時の情報提供（宅地建物取引業法での定めではない）を流域治水条例に努力義務として位置づけ。

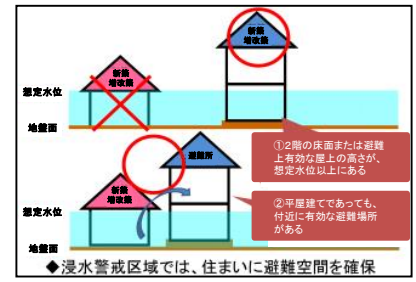
●街中に流れ込まないようにする仕組み

●例えば、まち(A)を守るなら
○河川の氾濫が広がらないように、連続盛土の対策を今後検討
○嵩上げや輪中堤など対策を今後検討



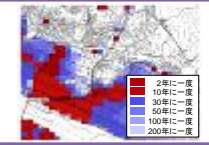
●溢れても家が水没や流失しないようにする仕組み

○特に深く浸水する場所では**建築物の耐水化を許可条件とする。**
(予想浸水面以上の高さに垂直避難できる空間を確保、既存建築物には助成による対策促進策)



◎浸水しやすい場所を市街地にしないようにする仕組み

○10年確率(時間雨量50mm相当)で浸水深が50cm(床上浸水程度)では、盛土などにより一定の対策が講じられなければ、原則として市街化区域に編入しない。



災害リスク： 高 (red) 中 (yellow) 低 (green)